

令和7年3月17日

事業者 各位

加西商工会議所

「貿易関係証明」オンライン発給の開始について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本所事業活動につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本所では、従来の書面による窓口発給に加えて、貿易関係証明（原産地証明書（日本産・外国産）、インボイス証明、サイン証明）のオンライン発給を開始いたします。今後オンライン発給を希望される場合には、下記をご参照いただき、お手続きをお願いいたします。

敬具

記

1. オンライン発給可能な証明書（※従来の書面による窓口発給とオンライン発給との併用も可能です。）

- (1) 日本産原産地証明書
- (2) 外国産原産地証明書
- (3) インボイス証明（商工会議所が指定する様式のみ）※
- (4) サイン証明（商工会議所が指定する様式の衛生証明書および自由販売証明書のみ）※

※本システムでオンライン発給できるインボイス証明やサイン証明は、商工会議所が指定する定型様式のみとなります。自社様式でインボイス証明、サイン証明を作成される場合はオンライン申請できません。

2. オンライン発給を希望される場合に必要となる手続き

- (1) 貿易登録

今後、発給方法（書面窓口・オンライン）に関わらず、貿易登録を「貿易関係証明発給システム」で一元管理いたします。既存の登録が有効期限内であっても、オンライン発給を希望される場合にはシステムによる貿易登録が必要となります。本システムに登録し、ID・パスワードを取得してください。

※オンライン登録を行うことで、登録日から新たに2年間登録有効となります。

- (2) 書類提出

次の書類一式を本所宛て郵送、または窓口にご持参ください。

※審査後、「貿易登録証」を郵送にてご担当者様宛にお送りいたします。

- ① 貿易関係証明に関する誓約書（申請者向け）
- ② 貿易関係証明申請者署名届 ※サイナー本人の肉筆サイン（コピー不可）
- ③ 貿易関係証明申請業者業態内容届
- ④ 登記簿謄本＜履歴事項全部証明書＞⑤ 印鑑証明書（3ヵ月以内発行のもの、コピー可）
- ⑥ 貴社のカタログ（※あれば）
- ⑦ その他（該当する事業所のみ）
 - ・ 代表者またはサイナーが外国人の場合（下記いずれかの書類）
在留カード（両面コピー）/パスポート（コピー）/住民票（3ヶ月以内原本）
 - ・ 中古品取り扱い業者
古物商許可証（コピー）

※①～③は「貿易登録のご案内（日商サイト）」にアクセスし、プリントアウトしたものに記入・押印をしてください。

https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/tentative-company?cci_code=2817

3. 手数料（税込み）

		会 員	非会員	決済方法
登録手数料 （2年間有効）		無 料	5,000 円	現金（窓口） ※非会員のみ
発給手数料 （1件につき）	書面 窓口	1,050 円	2,100 円	現金（窓口）
	オンライン	1,050 円	2,100 円	請求書払い

4. その他注意事項

- (1) 令和6年2月29日（木）からは、発給方法（書面窓口・オンライン）に関わらず、貿易登録を「貿易関係証明発給システム」で一元管理いたします。更新時には必ず同システムにて手続きをお願いいたします。
（※登録有効期限の前月に改めてご案内いたします。）
- (2) 外国産原産地証明書、インボイス証明、サイン証明、サブ ID 管理に関する操作マニュアルは本所ホームページ（下記URL）に掲載しておりますので、ご参照ください。

https://www.kasaicci.or.jp/certification_authentication/

- (3) オンライン発給に対応していない証明や、肉筆サインでの証明を希望される場合は、従来の書面による窓口発給をご利用ください。

例：原産地証明書・・・肉筆サインを要求されている 等
サイン証明・・・私製原産地証明、渡航 VISA 取得のための会社推薦
状、申請者所定の様式 等
インボイス証明・・・申請者所定の様式

【本件担当】

加西商工会議所 杉山・水田・田中

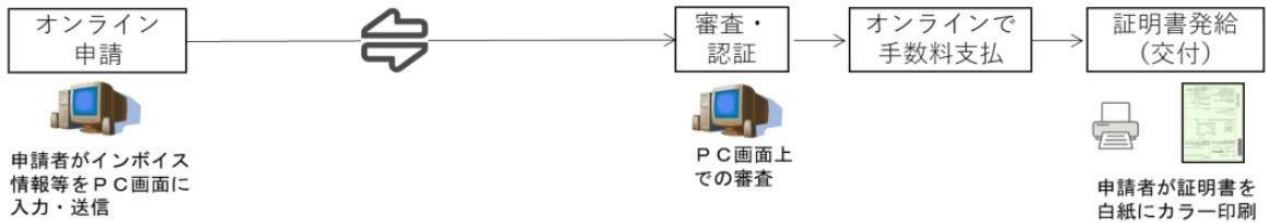
〒675-2312 加西市北条町北条28-1アスティアかさい1階

Mail info@kasaicci.or.jp

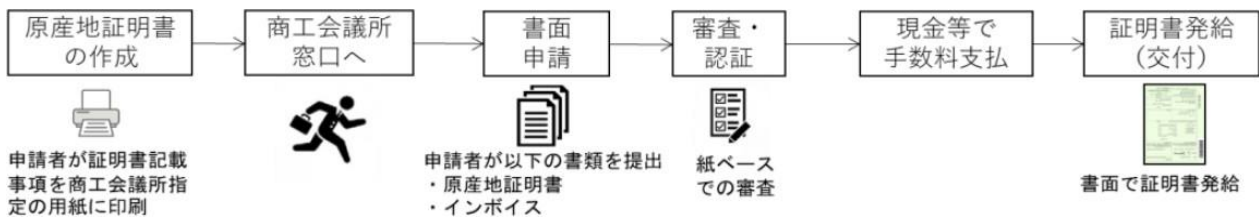
TEL (0790) 42-0416 / FAX (0790) 43-1123

(別紙)

【 オンライン発給の流れ 】



※現在の書面による窓口発給の流れ



【オンライン発給のメリット】

- ・ 自社にて申請・受取りができ、窓口に出向く時間や費用を節約することができる。
- ・ 申請履歴データの繰り返し利用により、入力の省力化ができる（最長3年間）。
- ・ 手数料の支払方法が、現金からオンライン決済へと変わることによって、現金授受・管理に関する負担・リスクの減少、非対面・非接触による感染防止対策を推進することができる。
- ・ 窓口における書面発給の際に必要な専用紙の購入・保管コストを削減でき